

【浄化槽を設置される方へ】

適正な浄化槽清掃に向けた設置前協議用手引
(事業者用)

川崎市環境局

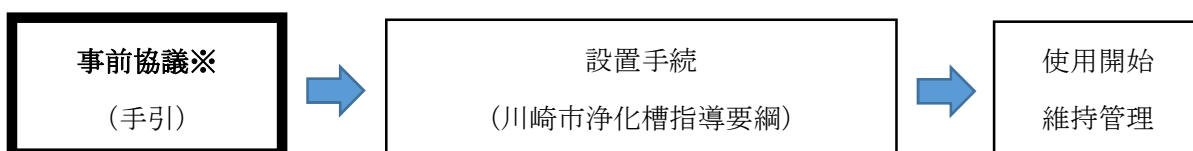
1 はじめに

浄化槽本来の機能を十分に発揮させるため、浄化槽管理者は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）に基づき、適正に維持管理しなければならない。

この手引は、法第10条第1項の規定に基づく「清掃」について、適正に実施できるよう、清掃実施者である川崎市環境局と**建築物の設計段階**で協議（以下、「事前協議」という。）を行うことができるよう定めたものである。手引が守られない場合は適正に清掃できないこともあるので十分に留意すること。なお、立地等により浄化槽の設置条件は個々に異なることから、疑義や記載のない事項については事前協議時に確認すること。

また、浄化槽の設置及び設置後の維持管理等については、『川崎市浄化槽指導要綱』を順守する必要があるため、この手引と併せて確認すること。

（浄化槽設置の流れ）



※手引を踏まえた上で設計し、設計変更が可能な段階において事前協議を行う。

2 事前協議

浄化槽を設置しようとする者は、手引を踏まえた上で設計し、設計変更が可能な段階において、添付書類をそろえて所管生活環境事業所と事前協議を行うものとする。なお、事前協議の方法については、所管生活環境事業所に電話等であらかじめ確認すること。

（1）事前協議先

浄化槽設置区の所管生活環境事業所に電話等であらかじめ連絡すること。

設置区	所管生活環境事業所
川崎区・幸区・中原区	川崎生活環境事業所 電話044-266-5747 川崎区塩浜4丁目11番9号（最寄駅：小島新田駅）
高津区・宮前区・多摩区・麻生区	宮前生活環境事業所 電話044-866-9131 宮前区宮崎172番地（最寄駅：宮崎台駅）

(2) 添付書類

次の書類を所管生活環境事業所に提出すること。なお、事前協議時に書類がそろわない場合はあらかじめ所管生活環境事業所に伝えた上で、事後に提出すること。

ア 事前協議議事録

イ 案内図及び付近見取図

ウ 配置図

次の(ア)～(カ)を図示すること。(ア)～(ウ)については戸建て住宅を除く。)

(ア) 車両停車位置

50人槽以下の浄化槽については総容量(①)、51人槽以上の浄化槽については汚泥の引抜量(②)とし、次の表に基づき必要とされる車種・台数の車両が駐車できるようにすること。①については、原則全量引抜とするため、記載どおり総容量とすること。

①又は②の量 (m ³)	車種	台数
3.0未満	中型車	1
3.0以上9.0未満	大型車	1
9.0以上	大型車	2

(イ) 駐車場軌跡図(十分に取り回しができること。)

<車両1台の大きさ・総重量目安>

車種	最大重量 (t)	幅 (mm)	長さ (mm)	高さ (mm)
大型車	20	2500	9400	3000
中型車	8	2200	6000	2500

(ウ) 車両停車位置から浄化槽の設置場所までの経路及び長さ } 2(3)参照

(エ) 散水栓の位置
(オ) 浄化槽の設置場所 } 2(4)参照

(カ) 給排水配管系統図(給排水の流れがわかれば協議時に手書き等でも可)

(キ) 火災報知器の位置(車両停車位置付近にない場合は不要)

エ 浄化槽の構造図等

(ア) 処理槽の構造図(平面図、断面図)

(イ) 各槽の容量、メーカー、型番、設計人口、性能

(3) 車両進入路、停車位置及び作業用ホースの経路の確保

車両進入経路及び停車位置において、安全かつ適正に清掃作業を行えるよう、次の対策を講じること。

ア 車両が浄化槽に横付けできるよう、車両の進入路と停車位置を確保すること。進入路は車両の大きさや総重量を考慮すること。なお、進入路が確保できない場合には、車両停車位置から浄化槽の底部までの経路の総距離30m以内（大型車を使用する場合は15m以内）とすること。かつ、垂直方向は6m以内とすること。

イ 車両停車位置は、(2)ウ(ア)に基づき車両が駐車できるスペースを確保すること。

ウ 車両停車位置及び作業用ホースの経路は、安全上、作業中に車や人が通行しないように制限できる場所にするのが望ましい。また、作業用ホースの経路において、人の通行に支障をきたす構造は認められない（例：車両停車位置から浄化槽までの間に障害物等を設置しないこと）。

エ 車両停車位置から浄化槽の間に汚泥引抜用配管を設置する場合は、次のとおりとすること。

(ア) 配管の汚泥排出口に、所管生活環境事業所の車両の作業用ホースと接続できるジョイントを設けること。ただし、宮前生活環境事業所は中型車に限る。

<車両の口金：衛生ネジ規格>

車種	口金：衛生ネジ規格
大型車	呼び径75mm（オス）4つ溝
中型車	呼び径65mm（オス）4つ溝

(イ) ジョイントから車両の接続部までの距離を3m以内とすること。

(ウ) 配管の汚泥吸込口に、浄化槽の底部まで届く長さの作業用ホースを設置すること。なお、車両停車位置から浄化槽の底部までの総距離は50m以内とすること。かつ垂直方向は6m以内とすること。

（吸込み口側の機器類の操作は浄化槽管理者又は浄化槽管理者から委託を受けた維持管理業者（以下、「浄化槽管理者等」という。）対応となる。）

(4) 浄化槽の設置場所等

浄化槽の設置場所等において、安全かつ適正に清掃作業を行えるよう、次の対策を講じること。なお、地上設置型の浄化槽は原則として認められない。ただし、土地の使用条件等により地上にしか設置できない場合には、担当の生活環境事業所等と協議することができるものとする。

- ア 浄化槽の設置場所は、清掃作業に支障のない場所とし、十分な広さを確保すること。また、散水栓を浄化槽の近くに設けること。（「川崎市浄化槽指導要綱」p 8 も併せて確認すること）
- イ 担当の生活環境事業所等と協議を経て、やむを得ず浄化槽を地上に設置する場合には、次のとおり労働安全衛生法及び関係法令に準拠した安全対策を講じること。【別紙参照】
- (ア) 浄化槽のマンホールと同じ高さに幅50cm以上の歩廊を設置し、高さ1m以上の転落防止柵及び足元から物品類が落下しないようガードプレートを設けること。
- (イ) 歩廊とマンホールに間を空けないこと。歩廊の固定はUバンド等を使用すること。
- (ウ) 歩廊に上がるための階段を設け、高さ1m以上の転落防止柵を設けること。
- (エ) 浄化槽本体の転倒防止策を講じること。

3 変更の届出

- (1) 事前協議終了後、次の事項に変更があるときは、変更部分にかかる図書を所管生活環境事業所に提出し、変更協議を行わなければならない。
- ア 浄化槽の設置場所、車両の停車位置又は作業用ホースの経路
- イ 浄化槽のメーカー、型番又は容量
- ウ その他清掃作業に影響を及ぼすおそれのある事項
- (2) 事前協議終了後、浄化槽の設置を中止した場合は、その旨を所管生活環境事業所に届け出ること。

4 その他

その他必要と思われることは、所管生活環境事業所と協議すること。手引の趣旨を理解し、誠実に協議に応じること。

附則

(施行期日)

この手引は、令和5年11月1日から施行する。

(施行期日)

この手引は、令和6年11月1日から施行する。